

設計業務等標準積算基準

令和2年10月1日

令和3年4月1日一部改正

この図書の全部または一部について
販売目的のために、複製（複製、転載、
磁気データ作成等）することを禁止する。

福島県土木部

2-4 4級基準点測量

コード番号 SA265

2-4-1 新点35点 永久標識設置なし

(1) 標準歩掛等

本歩掛の適用範囲は、新点170点以下とする。

標準作業量	作業工程	所要日数					内 外業の別	編 成					延 人 日 数						
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
新点 35点 永久標識 設置なし	作業計画	0.5	1.0	0.5			内	1	1	1			3	0.5	1.0	0.5			2.0
	選 点		2.5	2.5	2.0		外		1	1	1		3		2.5	2.5	2.0		7.0
	伐 採		0.5	0.5		0.5	外		1	1		1	3	0.5	0.5			0.5	1.5
	観 測		3.0	3.0	2.5		外		1	1	2		4	3.0	3.0	5.0			11.0
	計算整理	0.5	1.5	2.0	1.0		内	1	1	1	1		4	0.5	1.5	2.0	1.0		5.0
	内 外業計			6.0	6.0	4.5	0.5								6.0	6.0	7.0	0.5	(18.0)
		内業計	1.0	2.5	2.5	1.0									1.0	2.5	2.5	1.0	
	合 計		(1.0) 1.0	(8.0) 8.5	(8.0) 8.5	(5.5) 5.5	0.5							(1.0) 1.0	(8.0) 8.5	(8.0) 8.5	(8.0) 8.0	(8.0) 8.0	0.5

- (注) 1. 伐採を必要としない場合は、伐採工程の人日数を減ずるものとする。また、直接人件費に対する割合は「伐採なし」の数値を適用するものとする。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. () 書の数値は、伐採を含まない数値である。
4. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

7-1-8 土地登記に係る現況写真撮影

(1) 標準歩掛等

本歩掛は、土地登記の際に添付する現況写真を撮影する場合に適用する。

なお、現況写真は土地登記時点のものが必要となることから、登記時期や作業量を勘案し、必要に応じて計上すること。

7-1-8

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 日 数					計
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補 手	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補 手	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補 手	測 量 助 手	測 量 補 助 員	
土地登記に係る 現況写真撮影 100 m 当り コード番号 SA525			0.5	0.5		内			1	1				0.5	0.5		1.0
			1.0	1.0		外			1	1				1.0	1.0		2.0
			1.5	1.5		計								1.5	1.5		3.0

- (注) 1. 延長は、道路、河川等の計画延長（中心線延長）とする。
 2. 必要に応じ、積算上の基地から現地までの往復交通費（ライトバン運転）（T I 8 5 0）を計上する。
 3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

7-3 公共用地境界確定協議

(1) 標準歩掛等

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内 外業の 別	編 成					延 人 日 数					計
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	
公共用地 管理者との 打合せ 1業務当り コード番号 SA530	0.4	0.8	0.6			内	1	1	1			0.4	0.8	0.6			1.8
	0.7	0.8	0.6			外	1	1	1			0.7	0.8	0.6			2.1
	1.1	1.6	1.2			計						1.1	1.6	1.2			3.9
現況実測 平面図作成 10,000㎡当り (縮尺1/500) コード番号 SA531		0.4	0.7	0.7		内		1	1	1			0.4	0.7	0.7		1.8
		1.2	1.2	1.2		外		1	1	1			1.2	1.2	1.2		3.6
		1.6	1.9	1.9		計							1.6	1.9	1.9		5.4
横断面図 作成 1 km 当り コード番号 SA532			3.0	3.7		内			1	1				3.0	3.7		6.7
		2.5	2.5	2.5	2.5	外		1	1	1	1		2.5	2.5	2.5	2.5	10.0
		2.5	5.5	6.2	2.5	計							2.5	5.5	6.2	2.5	16.7
依頼書作成 1 km 当り コード番号 SA533	0.6	1.4	1.4			内	1	1	1			0.6	1.4	1.4			3.4
協議書作成 1 km 当り コード番号 SA534	0.9	0.9	2.1			内	1	1	1			0.9	0.9	2.1			3.9
	0.9	0.9	0.9			外	1	1	1			0.9	0.9	0.9			2.7
	1.8	1.8	3.0			計						1.8	1.8	3.0			6.6

- (注) 1. 現況実測平面図作成については既存の地図等を利用する場合は計上しないものとする。
 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
 3. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

1-2 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1-2-2(1)を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-2-2(2)を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-2-2(1)、1-2-2(2)によりがたい事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて1-2-3を適用する。

(注) 1. 片道所要時間の考え方は以下を標準とする。

片道所要時間 = 基地～現地までの距離 / 旅行速度

2. 旅行速度については、原則、時速30km（高速道路を利用する場合は時速60km）とする。

1-2-1 積算上の基地

積算上の基地は、原則として下表のとおりとし、設計変更の対象としないものとする。

調 達 方 法	積 算 上 の 基 地
指名競争入札	指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等
随意契約 (技術者を特定して契約を行う場合を除く)	当該業者の本支店等が所在する市役所等
条件付一般競争入札または一般競争入札	入札参加可能業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等

(注) 1. 本支店等：契約を取り交わす本店又は支店・営業所（福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先）を指す。

2. 市役所等：市役所、町役場、村役場を指す。

1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算

(1) 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合）

積算上の基地から現地までの片道距離が60km未滿（高速道路等を利用する場合は片道距離120km未滿）または、現地での作業が1日のみ、または、滞在より高速道路等の利用により通勤で業務を行った方が経済的であり実態に合致する場合

- ① 通勤により業務を行うものとする。
- ② 測量業務、土木設計業務、調査・計画業務の直接人件費、または地質調査業務の直接調査費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として計上する。なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。
- ③ 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合はそれぞれの区分の率を用いて算出する。

区 分	旅 費 交 通 費	旅 費 交 通 費 の 上 限 (千円)
測 量 業 務	直接人件費の0.56%	230
地 質 調 査 業 務	直接調査費の2.14%	1,026
土 木 設 計 業 務	直接人件費の0.63%	244
調 査 , 計 画 業 務	直接人件費の1.49%	597

- (注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。
2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）の費用とする。
3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（点検報告、照査技術者による報告含む）、中間技術審査、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）の費用とする。
4. 往復旅行時間にかかる直接人件費は、以下のとおりとし、別途計上しない。

片道所要時間 1 時間分	積算上歩掛に含むため別途計上しない
片道所要時間 1 時間を超える分	旅費の率に含むため別途計上しない

5. 高速道路を用いる場合は高速料金も旅費交通費の率に含まれるため、別途計上しない。
6. 率計上額と実態に差異がある場合でも、原則として変更の対象としない。
7. 設計変更により業務が 1 - 2 - 2(1)の適用対象外となった場合、当初設計分も含め 1 - 2 - 2(2)又は 1 - 2 - 3 を適用する。

【積算例】

業 種：地質調査業務
 直接調査費の合計：2,000千円
 旅 費 交 通 費：2,000千円×2.14% = 42,800円

(2) 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費の率を用いた積算

積算上の基地から現地までの片道距離が60km以上の場合

- ① 宿泊、滞在を伴う業務を行うものとする。
- ② 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として計上する。
- ③ 同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅 費	旅 費 の 上 限 (千円)
測 量 業 務	直接人件費の0.83%	313
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60%	765
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33%	307
調 査 , 計 画 業 務	直接人件費の2.59%	904

- (注) 1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。
2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査等含む）の費用とする。
3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ（点検報告含む）、関係機関協議、現地作業（現地踏査、点検等含む）の費用とする。

4. 高速道路を用いる場合は高速料金も旅費交通費の率に含まれるため、別途計上しない。
5. 率計上額と実態に差異がある場合でも、原則として変更の対象としない。
6. 設計変更により業務が1-2-2(2)の適用対象外となった場合、当初設計分も含め1-2-2(1)又は1-2-3を適用する。

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算等

2) - 1 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数および滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として計上する。

なお、適用する区分は積算基準書に準拠する。

設計変更により業務が1-2-2(2)適用対象外となった場合、当初設計分も含め1-2-2(1)又は1-2-3を適用する。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出する。

区 分	日当・宿泊料（千円）	コ ー ド 番 号
測 量 業 務	7.3X	SA050
地 質 調 査 業 務	6.6X	SB060
土 木 設 計 業 務	9.1X	SC040
調 査 , 計 画 業 務	9.1X	

X：延べ宿泊日数および滞在日数

【積算例】

1-2-3(4) 1) の積算条件の場合

$$\begin{aligned}
 \text{延べ宿泊日数および滞在日数} X &= \text{〔地質調査技師 1 人} \times 35 \text{日〕} \\
 &\quad + \text{〔主任地質調査員 1 人} \times 45 \text{日〕} \\
 &\quad + \text{〔地質調査員 2 人} \times 45 \text{日〕} \\
 &= 35 \text{人日} + 45 \text{人日} + 90 \text{人日} \\
 &= 170 \text{人日}
 \end{aligned}$$

$$\text{日当・宿泊} = 6.6 \times 170 \text{人日} = \underline{1,122} \text{（千円）}$$

2) - 2 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、別途計上すること。その場合は、1-2-3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費は、以下のとおりとする。

片道所要時間 1 時間分	積算上歩掛に含まため別途計上しない
片道所要時間 1 時間を超える分	旅費の率に含まないため別途計上する

【(2)旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）の計算】

$$\begin{aligned}
 \text{旅費交通費} &= \text{〔1〕旅費の率を用いた積算} \\
 &\quad + \text{〔2〕-1 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算} \\
 &\quad + \text{〔2〕-2 往復旅行時間にかかる直接人件費}
 \end{aligned}$$

1-2-3 旅費交通費の率を用いない積算

(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分

地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。

連絡車（ライトバン）運転による移動は、1パーティーが連絡車（ライトバン）1台で移動することを標準とする。

特殊作業員、普通作業員等は現地雇用を標準とし、旅費交通費を計上しないものとする。

通勤により業務を行えるかどうかの区分等は下記のとおりとする。

1) 県内業者（積算上の基地が県内）の場合で積算上の基地から現地までの片道距離が60km未満の場合

通勤により業務を行うものとし、積算上の基地から現地間の移動は連絡車（ライトバン）運転（T I 8 5 0「往復交通費（ライトバン運転）」）によるものとして積算する。

なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。

2) 県内業者（積算上の基地が県内）で積算上の基地から現地までの片道距離が60km以上の場合 現地に滞在して業務を行うものとし、「1-2-3(3)旅費交通費の構成」に示す旅費交通費を計上する。なお、積算上の基地から滞在地間の移動は連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する。

また、滞在地から現地間の移動（現地内の移動等を含む）は連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する。

ただし、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。

3) 県外業者（積算上の基地が県外）の場合

現地に滞在して業務を行うものとし、「1-2-3(3)旅費交通費の構成」に示す旅費交通費を計上する。なお、積算上の基地から滞在地間の交通費は福島県旅費条例及び関係規則により算出する。

また、滞在地から現地間の移動（現地内の移動等を含む）は連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する。

ただし、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。

4) 上記2) または3) の場合であっても、現地での作業が1日のみの場合は、通勤により業務を行うものとし、上記1) を適用する。

5) 上記2) または3) の場合であっても、高速道路等の利用により、通勤により業務を行うこととした方が現地に滞在して業務を行うこととするよりも経済的であり、業務実態にも合致する場合は、高速道路等の料金を別途計上し、上記1) を適用する。

6) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。

7) 通勤による業務においては、片道所要時間が1時間程度を超える場合、往復旅行時間にかかる直接人件費を別途計上する。また、滞在による業務においては、**片道所要時間が1時間程度を超える場合**、積算基地から現地間の往復旅行時間にかかる直接人件費を別途計上する。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

旅費交通費 計上方法早見表

業種	分類	外業に係る往復交通費 (ライトバン)	日当、宿泊費、滞在費	往復旅行時間に係る 直接人件費※ (片道所要時間1時間を超える分)	打合せ(点検報告、照査技術者による報告含む)、 中間技術審査、関係機関協議、 現地作業(現地踏査含む) に係る旅費交通費
測量業務	率を用いた積算 通勤による業務 1-2-2(1)	機械経費率等 に含む	該当なし	旅費交通費率に含む	旅費交通費率に含む
	率を用いた積算 現地滞在による業務 1-2-2(2)	機械経費率等 に含む	『SA050』により計上		旅費交通費率に含む
	積上 1-2-2(1)、(2) によりがたい業務 1-2-3	機械経費率等 に含む	交通費、移動に係る基準日額、日当、宿泊費、滞在日 『SA010(SA015)』、『SA020(SA025)』により自動計算、 打合せ『SA030』、『SA040』により計上		旅費交通費率に含む
地質調査業務	率を用いた積算 通勤による業務 1-2-2(1)	旅費交通費率に含む	該当なし	旅費交通費率に含む	旅費交通費率に含む
	率を用いた積算 現地滞在による業務 1-2-2(2)	旅費交通費率に含む	『SB060』により計上		旅費交通費率に含む
	積上 1-2-2(1)、(2) によりがたい業務 1-2-3		交通費、移動に係る基準日額、日当、宿泊費、滞在日 『SB010』、『SA010(SA015)』、『SA020(SA025)』により自動計算、 打合せ『SB040』、『SB050』により計上		旅費交通費率に含む
土木設計 調査・計画業務	率を用いた積算 通勤による業務 1-2-2(1)	旅費交通費率に含む	該当なし	旅費交通費率に含む	旅費交通費率に含む
	率を用いた積算 現地滞在による業務 1-2-2(2)	旅費交通費率に含む	『SC040』により計上		旅費交通費率に含む
	積上 1-2-2(1)、(2) によりがたい業務 1-2-3		交通費、移動に係る基準日額、日当、宿泊費、滞在日 打合せ『SC050』、『SC060』、中間技術審査『SC070』、『SC080』により計上		旅費交通費率に含む

※所要時間1時間分については、積算上歩掛に含む